平成２２年（フ）第９６号
滋賀県守山市二町町224番地１　アルカディア二町マンション405号
債務者　中西　知子
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９９号
大津市坂本７丁目29番37号　ヴィラヒエイ102
債務者　吉田恵子こと　崔　　恵子
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８号
岡山県浅口郡里庄町大字里見8189番地１
債務者　藤原　昭人
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第８３号
岡山県倉敷市茶屋町329番地15
債務者　井上　里美
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
広島市安佐南区西原８丁目28番25―１号
債務者　縄手　　齊
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２９号
広島市安佐南区高取北２丁目８番６号
債務者　縄手　尚子
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７０号
広島市東区戸坂大上４丁目９番10号
債務者　寺尾　　昇
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９２号
広島市西区井口３丁目16番11―104号
債務者　三宅　秀雄
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９５号
広島市安芸区矢野西３丁目29番９－１号
債務者　清本　恵子（旧姓谷田）
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０６号
広島市南区本浦町５番26―301号
債務者　今村　礼子
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１０号
広島市中区住吉町15番20号
債務者　冨田　千春（旧姓光井）
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３０号
広島市中区鉄砲町２番７―401号、住民票上の住所広島市中区橋本町２番４―803号
債務者　吉岡　道雄
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３１号
広島市中区鉄砲町２番７―401号、住民票上の住所広島市中区橋本町２番４―803号
債務者　吉岡　　恵
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３２号
広島市安佐南区長束３丁目40番２―304号
債務者　河村　照由
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６５号
広島県東広島市高屋町小谷3248番地119
債務者　加納　文幸
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３５号
広島市西区草津南２丁目９番28号
債務者　岩見香代子（旧姓伊藤）
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８１号
愛媛県伊予市尾崎487番地の２
債務者　岡田　香織
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第８７号
愛媛県松山市西石井６丁目14番15号　第３コーポ永井201号
債務者　上田　　瞳
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　松山地方裁判所